

## 各国がカーボンクレジット本格活用に向けて準備

### ◆東京証券取引所、カーボンクレジット市場を正式に開設

東京証券取引所は、2022年9月からカーボンクレジット取引の市場システムの実証実験を行っていたが、23年10月に正式に市場を開設した。カーボンクレジット取引とは、再エネ利用や省エネ設備の導入などによるCO<sub>2</sub>排出削減量や、植林や森林管理などによるCO<sub>2</sub>吸収量をクレジットとして売買する取引をいう。

現在の取引対象は国が認証するJクレジットのみであるが、今後、GXリーグの排出量取引制度（GX-ETS）の取引も行われる。GX-ETS参加企業は、国のGHG排出削減目標に適合する自社目標値より削減できた量をクレジットとして販売できる。一方、削減目標未達の場合は、未達量を他のGX-ETS企業が創出したクレジットやJクレジットを購入してオフセットする。当面、GX-ETSは自主的に参加した企業対象の制度であるが、33年度頃からは、発電部門などに義務的な排出量取引制度が導入される計画で、将来的にはクレジット取引の増加が見込まれる。

### ◆アジア各国でもカーボンクレジット取引に向けた整備が急速に進む

中国や東南アジア諸国でも、カーボンクレジット取引に向けた法整備や市場開設などの発表が相次ぐ。23年9月に、中国は自主的排出削減取引市場の基本的な枠組みを規定する「温室効果ガス自主的排出削減取引管理弁法（試行）」を採択した。同法施行により、17年に停止していた、国の自主的クレジット認証制度である中国認証排出削減量（CCER）における認証・発行の再開が期待される。

シンガポールでも23年10月に、国内の炭素税課税対象の排出量のオフセットに使用できるカーボンクレジットの適格基準が公表された。シンガポールの炭素税は、現状は排出量1トンあたり5シンガポールドル（約550円）であるが、24年からは25シンガポールドル（約2,750円）、26年からは45シンガポールドル（約4,950円）に引き上げる計画となっており、24年以降は、課税対象排出量の最大5%まで適格クレジットでオフセット可能となる。

インドネシアでも23年9月に排出量取引市場が開設され、マレーシアでも同月マレーシア証券取引所で国際的ボランタリークレジットの取引が開始された。

◆EUのCBAM（炭素国境調整メカニズム）がアジアの脱炭素化制度整備を後押し

アジア各国における排出量取引の制度導入や市場開設の動きの背景には、EUのCBAM導入がある。EUは、排出量取引制度（EU-ETS）やEU各国における炭素税により域内企業に炭素コストを負担させて、産業の脱炭素化を進めてきた。EUのCBAMは、EU域内産業の競争力維持のために、EUへの輸入品について、EU域内品と同等の炭素コストを負担させることを目的としている。26年以降、セメント、肥料、鉄鋼など特定の対象品目の輸入業者は、輸入製品の生産プロセスで発生したCO<sub>2</sub>排出量に応じた金額の支払い義務を負う。ただし、原産国で支払った炭素価格（税・課金・排出量取引制度の有償排出枠など）を支払い金額から差し引くことが認められており、輸出側のアジア各国は、自国産業の競争力維持とEUへの支払い負担による国富流出を回避するために、自国で炭素コストを負担させ、企業の脱炭素化を加速させる仕組み作りを急いでいる。

◆国による義務的制度和民間クレジット取引を組み合わせる動きが増加

近年、自国の排出量取引制度の支払い義務量や炭素税を、自国（一部、協定国を含む）創出の民間カーボンクレジットでオフセットすることを認める国・地域が増えている。例えば、カリフォルニア州は13年から排出量取引制度を導入しているが、21年以降は削減義務量の最大4%まで国内創出の適格クレジットによるオフセットが可能となった。また、オーストラリアや韓国の排出量取引制度でも国内創出の適格クレジットによるオフセットを認めている。民間クレジットを義務的市場に組み込むことで、国内のクレジット需要を創出し、民間の脱炭素化投資を活性化させる狙いがある。

【石井由紀】

排出量取引制度・炭素税とクレジットによるオフセット可能事例

実施国・地域	カリフォルニア州	オーストラリア	韓国	中国	シンガポール
制度	排出量取引制度	排出量取引制度	排出量取引制度	排出量取引制度	炭素税
現行制度の期間	2013年～（クレジットオフセットは21年以降）	2023年～	第3期（2021～2025）	第1期（2021年～）	2019～2023年
対象セクター	産業、電力、運輸、建物（年間25ktCO <sub>2</sub> e以上）	年間100ktCO <sub>2</sub> e以上の石油、ガス、鉱山、製造業施設	産業、発電、建物、国内航空、公共部門、廃棄物部門	発電（2162社、年間26ktCO <sub>2</sub> e超）※25年までに対象拡大予定	年間25ktCO <sub>2</sub> e以上の施設（全セクター）
国・地域GHG総排出量に対するカバー率	74%	—	74%	31%	80%
クレジットによるオフセット	21-25年は義務量の最大4%まで、26-30年は最大6%まで、米国内創出適格クレジットのみ可	ACCU（植林プロジェクトなどにより創出される政府主導のカーボンクレジット）のみ可	義務量の最大5%まで、国内企業のCDMのみ可	検討中	24年以降、最大5%まで自国と協定国創出の適格クレジットのみ可

（各種資料よりARCまとめ）